

福祉専門職員配置等加算に関する届出書（令和 6 年 4 月以降）
(児童発達支援・放課後等デイサービス)

1 事業所・施設の名称			
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 届出項目	1 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） ※有資格者35%以上 2 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） ※有資格者25%以上 3 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上		

4 社会福祉士等の状況	<table><tr><td>①</td><td>児童指導員等の総数 (常勤)</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち社会福祉士等の 総数 (常勤)</td><td>人</td></tr></table> → ①に占める②の割合が 25%又は35%以上	①	児童指導員等の総数 (常勤)	人	②	①のうち社会福祉士等の 総数 (常勤)	人	有・無
①	児童指導員等の総数 (常勤)	人						
②	①のうち社会福祉士等の 総数 (常勤)	人						
5 常勤職員の状況	<table><tr><td>①</td><td>児童指導員、保育士等の 総数 (常勤換算)</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち常勤の者の数</td><td>人</td></tr></table> → ①に占める②の割合が 75%以上	①	児童指導員、保育士等の 総数 (常勤換算)	人	②	①のうち常勤の者の数	人	有・無
①	児童指導員、保育士等の 総数 (常勤換算)	人						
②	①のうち常勤の者の数	人						
6 勤続年数の状況	<table><tr><td>①</td><td>児童指導員、保育士等の 総数 (常勤)</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち勤続年数3年以上 の者の数</td><td>人</td></tr></table> → ①に占める②の割合が 30%以上	①	児童指導員、保育士等の 総数 (常勤)	人	②	①のうち勤続年数3年以上 の者の数	人	有・無
①	児童指導員、保育士等の 総数 (常勤)	人						
②	①のうち勤続年数3年以上 の者の数	人						

備考 1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 ここでいう「常勤」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の2の（1）に定義する「常勤」をいう。

3 ここでいう「社会福祉士等」とは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師のことをいう。

4 ここでいう「児童指導員等」とは、
○児童発達支援にあっては、**児童指導員、共生型児童発達支援従業者又は指定発達支援医療機関の職員**
○放課後等デイサービスにあっては、**児童指導員又は共生型放課後等デイサービス従業者**のことをいう。

5 ここでいう「児童指導員、保育士等」とは、
○児童発達支援にあっては、**児童指導員、保育士、共生型児童発達支援従業者又は指定発達支援医療機関の職員**
○放課後等デイサービスにあっては、**児童指導員、保育士又は共生型放課後等デイサービス従業者**のことをいう。